

地盤データベースに関する問題点と今後の展望

LEGAL CIRCUMSTANCE OF GROUND DATABASE AND THE VIEW IN FUTURE

岩尾雄四郎*

By Yushiro IWAO

Many ground databases have been born for the last few years, and have been made practical application of the ground survey. But many legal problems still remain for inputting, filling, linking, copying and printing of the database. Especially copyright, privacy and the right of citizen are problems. Mainly they are caused from the relation between private ownership of the land and public profit. The wealthy of information is also concerned with those problems.

Keywords: database, ground, copyright, privacy, right of citizen

1. はじめに

土木建設分野では、数年前から大学や中央官庁、地方公共団体、地質調査業者等が地盤データベースを作成し、利用を開始している。異なる目的のため入力データや使用機器も異なり、作成者の所属する組織における内部利用がほとんどである。

昭和61年5月にデータベースが著作物として新たに認められ、保護の対象になった¹⁾。地盤データベースの今後の姿については、高度な利用形態も考えられ、予測しがたい事態の出現もあり得る。そこで、地盤データベースに関係する現行法令の一般解釈を中心にして、現状の問題点と今後の展望について整理を行った。

2. 地盤データベースの内容と原資料

(1) データベースとデータバンク

データベースは、論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(著2条1項10号の3)¹⁾を指しており、収集した原資料の集積をデータベースとはよばない。しかし、井戸資料集や地

盤図等はデータベースとはよばれなかったがマイクロフィルム等のメディアを用いて現在の地盤データベースと同様な目的で活用してきた例はあった。

データベースとしては、金融、統計、地盤、気象データ等、具体的なデータを集めたもののほかに、新聞や科学論文などの文献を収録したものに大別される。また、原(1次)データをそのまま収録する方式と抜粋または抄録を2次データとして収録する方法がある。

データベースとそれを利用する技術の両方を管理するところをデータバンクとよんでいる。これには研究用のほかに営業を目的にしたものや、作成組織における内部利用のみを考慮したもの等が存在する。

(2) ファイルのデータと構造

コンピュータの補助記憶装置の容量が飛躍的に増大し、コストが安くなった現在、データベースに収録する膨大なデータはファイルという概念でディスク等に記録される例が多い。検索プログラムは何種類かのタイプに分類されるが、必要とするデータを主記憶装置に呼び出し、図化や解析を行う。

ディスクではデータが2進数の0, 1の数値に変換されて記録されているが、変換や記録方式には多くの方式がある。コンピュータのメーカーや機種によって異なった方式が採用されているが、詳しい内容は一般のユー

* 正会員 理博 佐賀大学助教授 理工学部建設工学科
(〒840 佐賀市本庄町1)

ザーには知らされていない。大半のユーザーは整数や実数、アルファベットや漢字、図形等として入力し、ファイルでは入力されたままの形でそれらが順序良く収録されていると理解して使用している。

今までに公表されている地盤データベースを入力データについて整理すると、ほとんどが地盤情報を数値とアルファベットで収録している。地盤情報の項目が数値、文字等と直接対応するものや、複数のデータを1つの実数値で表わし、記憶容量の節約を図る例²⁾がある。この方法は一種の暗号化であり、復元の方式が知らされない者にとっては、まったく利用できない。また、法則性のある特殊な方法によってファイルのデータを改変して記録する方法や、ファイルをコピーすることを積極的に排除する方法等もある。

(3) 地盤調査報告書の内容

地盤データベースを作成する際に原資料として最も利用される地盤調査報告書は、主に建設工事や災害防止を目的として行われる調査の報告書である。この調査業務の発注者は官公庁が大半であり、民間の建設業者や設計業者がこれに続く。受注するのは一般に民間の地質調査業者である。報告書は仕様書に従って行われた調査結果が、試錐（ボーリング）、採取試料、原位置で行う試験、採取試料の室内土質試験等の項目について、観察事項の説明と試験結果でまとめられている。

a) 地質柱状図

採取試料の観察と試錐時の状況に基づき、地層の種類や状態が説明用の図と言葉によって記載される。代表的な原位置試験結果である N 値がグラフ化され併記されることが多い。

b) 土質試験値

JIS で規定された試験方法に従って行った結果が、ある書式でメートル法に準拠した数値と一部アルファベットで記載されることが多い。

c) 考 察

仕様書に指示されていなくても報告書の作成を担当する技術者の責任のもとに知識と経験を駆使して計算し、考察とともに支持力や設計案が文章で記載される場合が多い。地盤調査報告書のなかでは、創作的色彩の強い部分である。

(4) 地質図と地形図

a) 地 形 図

山地、河川、平野など自然の状態を実測し、適度の縮尺で等高線で表現し、さらに人工的な工作物や集落を記入した平面図である。日本では建設省の国土地理院から縮尺1/5万、1/2.5万、1/1万の地形図が発行されており、各種データベースの作成時に利用されている。また、自治体等が独自の目的のために航空写真から作図した大縮

尺の地形図もある。

b) 地 質 図

地形図を原図とし、そこに分布する岩石や地層、地層境界線、断層を色や模様で区別して表示している。地層の種類、時代区別は最低限記載されるが、目的によって異なった記載が付与されることもある。平面的に記載された図であるが、立体幾何学的手法で描画されているので、地下空間における分布も読み取ることが可能である。わが国では、通産省の地質調査所から発行されている1/5万縮尺の地質図が最も普及している。これには解説書も付属しており、調査者および記載者の専門的知識や考えが強く反映されている。

(5) 原資料における引用、参考文献

地盤調査報告書、地質図およびその解説書を作成するにあたっては、作成者の責任と判断のもとに参考、引用文献がある場合には巻末に記載されることを通例としている。

3. 地盤データベースと関係法令の一般的解釈

(1) 著 作 物

地盤データベースを作成する際に最も頻繁に活用されるのは地盤調査報告書であり、これが著作物としての保護を受けるか否かはきわめて重要な要素である。

著作権法の保護を受ける著作物は、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう（著2条1項1号）¹⁾と定められている。したがって技術の範囲に属するもの、たとえば特許法の対象となる発明とか、実用新案法の対象となる考案などは著作物とはなり得ない²⁾。あるいは思想または感情を表わしたのではなく単なる事実の羅列にすぎないようなもの、たとえばレストランのメニュー、駅構内の列車時刻表や料金表などは著作物とはなり得ない³⁾とされている。創作性を有することを最も重要な要素としているが、著作者の個性が著作物の中になんらかの形で現われていればそれで十分だ³⁾とも解釈されている。

また、著作物は言葉、文字、音、色などの形式を用いて外部に表現されていなければならない³⁾とされ、小説、脚本、論文、その他の言語の著作物（著10条1項1号）¹⁾が定められている。また、地図または学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物（著10条1項6号）¹⁾が定められている。

(2) 地盤調査報告書と著作権

地盤調査業務は発注者が受注者に委託する形式をとる例が多い。そして委託業務の処理上知り得た秘密の他人への漏洩、調査業務等の履行課程において得られた記録等の成果品の他人への閲覧、複写、譲渡等を発注者の承

認を得ないときは禁じることが多い。

一般の地盤調査報告書には建設設計に対する考察や標準的な設計案が記載されているが、これを発注者が求めることは少なく、一般的には報告書作成者の自発的作業である。

JISで規定された内容と観察事項の記述が中心である地盤調査報告書が著作物として保護されるには、学術的で創作性があることが認められなくてはならない。ただ単なる技術ではなく、学術として運用する内容であるためには、創作部分が必要である。地盤調査報告書と同様の性格をもつものとして、気象観測、化学分析や各種計測結果の報告書が該当すると思われる。これらは観察記録や事実の羅列が中心であるが、それが自動分析機器の出力記録であったとしても、試料の選択や吟味は必要であり、これらは作成者の著作物であると思われる。現状においてもこれらを無断で引用することは常識的にはない。しかし、一方では技術的事実の羅列であり、著作物に該当しないとする考えもある。

注文者により指示、注文されたところをできるだけ表現し、その意図に沿うよう努めつつ作成された著作物について、注文者がその著作物とは認められないとした⁴⁾。しかし、注文者が著作物に盛り込むべき資料を集め、その配列なり構図、色彩につき、請負人と一緒に考え、描いていたときは——中略——、その注文主をも著作者に加えることができる⁴⁾。作品たらしめるために創作的な精神作業をなした者こそが著作者なのである。注文者もともにその種の精神作業を行っているとするれば、彼も共同著作者の一角を占める余地は残る⁴⁾とも解釈されている。地盤調査にあたっては、発注者が意図するところを報告書に記載することを求めることはないが、現地に関する資料ほかを地盤調査業者に提供し、疑義あるときは両者で協議することが一般的であるから、受注者、発注者ともに著作者であると考えられ、発注者にのみ著作権があることに問題があると思われる。

(3) 地図、地質図の著作権

地図の著作物性については、地図または学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物(著10条1項6号1)⁵⁾として例示されている。地表上の現象をそのまま記載したものは別として、なんらかの省略、誇張を行った行為には——中略——著作物性を認めることができ、国が著作権者となりうる以上は——中略——地図は著作物として保護される⁵⁾。

国土地理院が行う測量以外は、既存の結果を利用することが少なくない。これが新たな著作物として認められるか否かの基準は、材料の取捨選択が独自の考慮で行われているかどうかで決められることになる。しかし、全く同じものでないとしても、多少の修正が加えられてい

る程度では新たな著作物とは認められない⁶⁾と解釈されている。しかし、既存の地図を資料として参照しつつも、自己の学識、経験に基づき、——中略——自らの判断により取捨、選択した上、一定の物体の上に表現したものは新しい著作物として認めている⁷⁾。

測量法では、国土地理院の地図の複製には長の承認を義務づけており、地盤データベース等で位置標定や表示に利用して刊行物を出す者は刊行物にその旨を明示しなくてはならない⁵⁾(測30条)¹⁾ことになる。

(4) 入力、検索、図化プログラム

これらはプログラム著作物(著10条1項9号)¹⁾に該当すると思われる。プログラムとは「電子計算機を機能させて1(前項の意味)の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの(著2条1項10号の2)¹⁾であり、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約および解法に及ばない(著10条3項)¹⁾。プログラムが一般に公表されることは少ないが、著作物が作成された時点で著作権は生じる。雑誌等に紹介されたプログラムをそのまま使用した場合、複製となると思われる。しかし、多少改変を行った場合、解法は著作権法の対象とならないので、改変者による創作的取捨選択が認められると、新たな著作物となる可能性がある。

(5) 著作物と保護

著作物としての要件を満たしながら、著作権法の保護されないものとしては、法律、命令および官公文书など周知徹底させるべきことを目的として作成されたものであるが、各省庁の刊行する白書や答申等は著作権法の保護を受ける⁸⁾と解釈されている。しかし、白書や各種報告書などは、保護を受ける著作物としたものの、転載を禁止する旨の表示のない限り、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することが自由である(著32条2項)⁸⁾。

官公庁の発行する文書でも高度に学術的意義を有し、必ずしも一般的に周知徹底を目的としないものは、学術に関する著作物として、著作権の保護を受ける⁸⁾とされている。地盤調査報告書が著作物であり、発注者が著作者の一角を占めた場合には、この解釈が適用される可能性がある。しかし、地盤調査報告書は一般に公表することを目的としたものではないので、内部文書とみなした場合には問題が残る。

(6) 職務と著作

地盤調査報告書は一般に法人である企業が受注者となって作成される。仮に作成者側が著作者の一角を占めた場合、報告書を作成する技術者は一般にその企業の被雇者であり、職務として作成している。責任の所在を示すために、主任技術者の氏名が記載される例もあるが、

代表権をもつ者の氏名のもとに作成されることが多い。このような場合、その著作権は雇用者に帰属する⁴⁾と解釈されている。

(7) 利用と著作権

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない(著32条1項)¹⁾とされている。したがって営業を目的とするデータベースは該当しないと思われる。詳しくは時事的事件報道(著41条)¹⁾、裁判手続や立法または行政の目的のための複製(著42条)¹⁾、私的使用以外にも教科用図書等、学校教育番組、学校その他の教育機関では翻訳、編曲、変形または翻案して利用することは認められている(著43条1項)¹⁾。その複製または利用については、合理的と認められる方法および程度により明示しなければならない(著48条1項)¹⁾とされているので、引用箇所とその出典の明示等が必要である。しかしわが国の学会等では引用文章の大きさを文字数で制限することはないので、慣習が重視されると思われる。

地盤調査報告書を利用する場合、それは一般に公表される性格のものではないので、著作物と認められても、その利用には多くの制限と問題がある。

(8) 私的使用と著作権

個人的または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、その使用する者が複製できる(著30条)¹⁾と定めている。

企業その他の団体が内部利用のために地盤データベースを作成する際に複製行為があるとすると、上記条文に照らすとこれが私的使用にあたるは考えにくい。

地盤データベースの作成において便利なイメージスキャナーは主要な部分が自動化されており、ディスクに地図等の画像情報等を収録でき、再び画像に再現できるので、コピー機と同様の解釈がされる可能性があり、限られた私的利用以外においては問題となる可能性がある。仮に私的利用であっても、複製する者は使用者であることが必要であり、著作物の使用者が複写業者に依頼して複製することは、使用者に代わって複製を引き受ける者の複製行為が介在するので許されない⁹⁾とされており、たとえ私的使用であってもイメージスキャナーによる入力委託等は問題となり得る。

(9) 通信と著作権

データベースの有線を利用したサービスは、公衆によって直接受信されることを目的として有線電気通信の送信を行うこと(著2条1項17号)¹⁾であり、著作権者の権利とした(著23条1項)¹⁾。著作権者は、その著作物を放送し、または有線放送する権利を専有する(著23条)¹⁾

ので、パソコン通信によるサービスも可能である。著作物を録音・録画する権利も著作権者の専有に属する(著21条、2条1項15号)¹⁾。

複製については著作権者が権利を専有(著21条)¹⁾し、上演権(著22条)¹⁾、貸与権(著26条2)¹⁾、翻訳権、翻案権等(著27条)¹⁾がある。したがって、フロッピーでの複製等は自由である。著作権者がデータベースのフロッピーをコピーし、頒布することについても問題はないが、それ以外の者が行うことは著作権者の権利を侵害すると考えられる。

しかし、アマチュア無線局(個人的な興味によって無線通信を行うために開設する無線局をいう)(電5条2項4号)¹⁾における暗語の使用は禁止されている(電58条)¹⁾。しかしコード化した符号で交信を行うパケット通信は認められている。しかし、無線通信を傍受してその存在もしくは内容を漏らし、またはこれを窃用してはならない(電59条)¹⁾ので、ファイルの伝送として行われるプログラムを傍受しても、それを利用することは電波法および著作権法上、問題となると思われる。

(10) 地盤データベースと著作権

最近盛んになった地盤データベースはその中身や作成方法から、著作権法にいうデータベースの要件を十分に満たしていると思われ、その作成と同時に著作権が生じる。

データベースに蓄積する個々の情報が著作物の複製である場合には、原著物の著作権を尊重した取扱いが当然必要となってくる。地盤調査報告書を原著物とし、その中の地質柱状図を抽出してデータベース化した場合、統一的な解釈が困難な難しい問題が残ると思われる。柱状図が図面としての著作物と認められるならば、複製になるが、地盤調査報告書という著作物の一部を構成する事実の羅列とみるならば、著作権は存在しないことになる。

ある地域の柱状図を地盤調査報告書等から収集し、地質を新しい観点から眺め、整理した結果をデータベースとしたのであるならば、多くの著作物を参考にしながらも収集者の思想を創作的に表現したものであるから、それ自身新しい著作物となるので、全く問題はないと思われる。しかし、その判断は具体的内容と地質の解釈が基準となるであろうから、即断は困難と思われる。

データベースからある程度のまとまりをもったデータを数値や符号の形で端末機にダウンロードすることは、そのデータと図化プログラムによって復元できるので、データベースの著作物の一部複製として扱われ、データベース作成者の複製権が及ぶ¹⁰⁾ことになる。しかしデータベース作成の際に、個々の情報の著作権者からアウトプットについても一括して許諾を受けていけばよい¹⁰⁾と

解釈されている。

(11) データベースの複合体と著作権

編集物は著作物として保護されているが、データベースでその情報の選択または体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する（著12条の21項¹¹⁾とされている。

著作物であるいくつかのデータベースから一部分を抽出したデータを組み合わせ、あるいはデータベース以外の資料からのデータと組み合わせで新たなデータベースを創作することが、今後増加すると思われる。これ自体は編集著作物や新たな著作物として、現状の解釈において問題はないと思われる。しかし、土地等には私有制が認められており、地盤データベースから特定の土地に関する情報が公開になることは財産権を侵害するとの意見もある。さらにはプライバシーに関連する新たな問題になる可能性もあり、今後議論が盛り上がることが予想される。

4. これからの地盤データベース

(1) 作成と利用

すでに完成している地盤データベースは、研究以外にもそれぞれ異なった目的をもっており、それに沿った運用が行われている。しかし、作成者以外の個人や団体でその利用を希望する例は多い。その理由としては、特に沖積地盤の場合、地層の水平方向における連続性が確保されやすいので、周辺の地盤データが有効に活用できることにある。また、土地の財産価値を評価するための資料として利用を希望する例もある。研究以外の実務としての利用は先述のような問題が発生するおそれがある。

報告書の中に盛り込まれる図や表それぞれ単独に著作権があるとすると、その利用には大きな制限がつくと思われる。また、発注者や受注者と著作権の帰属が現状では不明確であるので、両者ともに独自の判断で地盤データベースを作成することは、創作時に著作権が生じる（著51条1項¹¹⁾ので、作成時点で侵害すると解釈される可能性がある。

(2) 守秘義務

国家公務員の場合、秘密を守る義務として、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない（国公100条1項¹¹⁾とされているし、地方公務員法、自衛隊法、技術士法でも定められている。地盤調査結果が秘密に属する事項であるか否かは必ずしも定かではないが、場所によっては秘密事項と判断される可能性はある。情報公開制度における救済機関の答申によってダムサイト地質調査総合解析資料の公開部分が拡大された例¹²⁾があり、情報公開制度の適用除外事項に該当する例もある。また、発注者が受注者および業務履行保証人に対して業務の処

理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならないことを一般的には要求している。地盤情報それ自身が秘密になるか否かの検討が今後必要になると思われる。

(3) 研究と資料、情報

大学を含め、多くの団体や個人が研究を行っている。これは、誰にも保証されるべき自由である。しかし、倫理上や自然界の生命活動に関して問題となる可能性のあるテーマに関しては、研究者の所属する学会で統一倫理基準を作成し（日本産婦人科学会、昭和58年10月6日¹²⁾たり、あるいは国が研究方法等についてのガイドラインを示し（遺伝子組換え工業指針、化学品審議会＝通産省の諮問機関¹³⁾、それに従っている。

地盤データベースに関しては、原資料である地盤調査報告書の著作権、プライバシーに関連した財産権についての検討が今後必要になると思われる。

(4) 情報と権利

欧米では情報公開制度がすでに定着している。これは行政機関等の保有する情報を必要に応じて自由に知ることを保証し、また行政機関にはそれを義務づけるものである。これを条例として制定するところは増加している。しかし、プライバシーの権利と対をなすものでなくてはならない。

地盤情報が豊富に記載された地盤調査報告書を保有するのは主に行政機関であり、地盤情報を必要とする人には、著作権の保有者が誰であるかは別として、基本的には情報の提供を要求する傾向が強まるとと思われる。コンピュータの発達につれて、アメリカではこの権利を「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」と定義するようになり、情報自由法（FOIA）公法による保護とすべての人間の利用が保証されている¹⁴⁾。

プライバシー保護制度は自己情報コントロール権を中心に構成され、——中略——、その概要は——中略——「国内適用における基本原則（通称 OECD 八原則）」に示されています¹⁴⁾。そこには個人情報収集やデータ内容、データ管理者についての原則が示されている。

日本においては、コンピュータ処理による情報の管理についての法律やプライバシー保護法はない。しかし、地方自治体では保護条例を定めたところが37都道府県に及んでいる¹⁴⁾。

今後はオンラインによるデータベースの利用増大が考えられる。プライバシーの概念が変化し、個人に関する情報は個人が支配できるという考えが増加傾向にあるので、地盤データベースの情報も土地（地盤）の所有者の許諾が必要とされる可能性がある。多くの情報が連結したとき、その複合体情報は大きな価値を生じ、プライバシーにも関与するようになる。これは、国民総番号化構想と類似の側面をもっており、効率化の反面でプライバ

シー侵害になるという批判を地盤データベースにおいても考慮する必要がある。

(5) 地盤データベースの今後の利用

地盤に関しては土地の私有制が認められているので、個人的にその情報の利用を希望する人がいることは否めない。しかし人口の増大、経済活動の拡大した現在、地盤に関連した災害が急増する傾向にある。地すべり、斜面崩壊、不良地盤における沈下、地震時の液状化等の災害を未然に防ぐことに地盤データベースは活用されると思われる。マスタープラン策定や環境影響評価のほかにも多大な経費を費やして調査した結果の結晶である地盤情報が有効に活用されるべきと考える。

(6) 望まれる未来の姿

資本主義社会において、土地の私有制は認めるものの、絶対的なものではなく、社会としての利益に対しては、補償のもとに私権を制限している。ドイツのワイマール憲法(1919)が私的所有権は絶対ではなく、社会的利用責任を伴うとする考えに従っている¹⁴⁾。日本国憲法では、財産権は犯してはならない(憲29条1項)¹¹⁾としつつも、財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める(憲29条2項)¹²⁾としている。

鉱業法では土地の所有権とは関係なく、登録を受けた一定の土地の区域(以下「鉱区」という)において、登録を受けた鉱物およびこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を採掘し、および取得する権利(鉱5条)¹³⁾が認められている。さらに、他人の土地への立ち入り、竹木の伐採もある手続きのもとに(鉱101条)¹⁴⁾認めている。しかし公害に関連した制限(鉱15条)¹⁵⁾や、土地の所有権との関連において、鉱物の採掘により土地の利用を妨害すると認めるときは、——中略——土地の所有者に依頼があった旨を通知し、——中略——意見書を提出する機会を与えなければならない(鉱25条)¹⁶⁾など、土地所有者との調和をはかることも規定されている。

地下水については鉱物と同じく地下にあるが、土地所有者との関係においては全く異なっている。土地の上下にもその所有権がおよぶという解釈(民207条)¹⁷⁾から、所有地内での地下水の利用権を認めている。地下空間において流動する地下水が土地所有者の権利に属し、流動しない鉱物が土地所有者の権利に属さないという矛盾がある。

昨今は地下大深度利用が叫ばれているが、土地という

財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める(憲29条2項)¹¹⁾とされており、地盤調査報告書に記載される内容だけでなく、鉱物、地下水等土地の所有権と地下に関する事項等について新たなコンセンサスを得る時期と思われる。

5. おわりに

地盤データベースを実際に作成し、利用する人々はますます増大している。コンピュータ関連の機器の性能向上とともに高い機能をもった新しい形のデータベースが作成され利用されることは疑いない。しかし、土地の私有制が認められた日本においては、地盤データベースが個人の権利と公共の福祉という問題と無縁ではあり得ないと思われる。問題の生じる前に前述の点についてのコンセンサスが得られることを期待する。

関係法令の略称は、憲=憲法、著=著作権法、電=電波法、鉱=工業法、民=民法、電通=電気通信法、である。

引用文献

- 1) 星野英一・松尾浩也・塩野 宏：六法全書，有斐閣，1968.
 - 2) 岩尾雄四郎・堀田昭則・住田光生：パソコンによる地盤資料の情報処理システムと運用—佐賀平野の例—，土と基礎，Vol.34，No.4，pp.29～33，1986.
 - 3) 半田正夫：4. 著作物の概念.
 - 4) 齊藤 博：43. 請負人=著作者.
 - 5) 清水幸雄：15. 地図の著作物.
 - 6) 清水幸雄：8. 住宅地図.
 - 7) 千野直那：9. 編集地図.
 - 8) 生駒正文：18. 保護の目的とならない著作物.
 - 9) 著作権資料協会：著作権事典，出版ニュース社，1978.
 - 10) 半田正夫：6.2. データベースの保護.
 - 11) 自由人権協会：情報公開はなぜ必要か，岩波書店，1988.
 - 12) 安田一郎：性問題用語，現代用語の基礎知識87，自由国民社，1987.
 - 13) 渡辺 格・中村桂子：生物技術用語，現代用語の基礎知識87，自由国民社，1987.
 - 14) 長谷川秀記：図解による法律用語辞典，自由国民社，1980.
- [3), 5), 8), 10) は半田正夫・紋谷暢男 編：著作権のノウハウ，有斐閣，1987より，4), 6), 7) は池原秀雄・齊藤 博・半田正夫 編：著作権判例百選，別冊ジュリスト，No.91，1987より]

(1989.3.2・受付)